

計量行政審議会 答申  
(今後の計量行政の在り方 - 次なる 10 年に向けて -)  
<概要>

(1) 計量制度見直しの論点 - 3つの視点 -

我が国の計量制度は、昭和26年の計量法制定以降、各時代の要請に適切に対応しつつ変遷してきており、今日まで、我が国の国民生活・経済社会における取引の信頼性を確保し、安全・安心基盤として機能している。

今般、現在の計量行政における実態を踏まえ、改善が必要と考えられる計量制度の見直しの論点（21の論点）を以下の3つの視点から整理し、見直しの方向性の検討を実施。

### 視点 1 : 民間事業者の参入の促進

適正計量の信頼性を確保しつつ、製品開発、試験評価、品質管理などにおいて高い技術力を有する民間の製造事業者・試験所等の参入や計量士の活用を促進するための見直しを検討する。

### 視点 2 : 技術革新、社会的環境変化への対応

計量器の技術革新、計量制度をとりまく社会的環境変化に対応し、規制対象の見直し・新たな規制の導入等を検討する。

### 視点 3 : 規制範囲・規定事項等の再整理・明確化

現在の規制に関して、その範囲・規定事項等を再整理又は明確化し、適切なものとするための措置を図る。

# 計量行政審議会 答申（今後の計量行政の在り方－次なる10年に向けて－）〈概要〉

## （2）視点1：民間事業者の参入の促進（1）

論点	短期的取組	中長期的取組
1 計量器開発の効率化（型式承認における試験成績書の受入れ）	<p>○<b>所要の見直しを速やかに実施する。</b></p> <p>※まずは、「非自動はかり」の試験成績書の受入れ体制を速やかに整備。</p>	<p>○他の計量器は、製造事業者からのニーズの高い分野について、実施を検討し、体制を整備する。</p> <p>○MAA制度の推進のため、国内体制の整備、国際提案の取組を積極的に行う。</p> <p>【産総研が中心となり、NITE、計量器メーカー等とも連携】</p>
2 国が検定実施を認めている指定検定機関への民間事業者参入の促進（指定要件の見直し）	<p>○<b>所要の見直しを速やかに実施する。（器差のみ指定検定機関）</b></p> <p>※指定定期検査機関についても、同様の見直しが必要であるかどうか速やかに検討を行う。</p> <p>○会員等に対して指定検定機関への参入を促す。【計量器団体、計量士団体】</p>	<p>○周知活動等を通じて指定検定機関・指定定期検査機関の普及を推進し、立入検査や試買調査の充実を図る。【国及び地方自治体】</p> <p>○指定検定機関・指定定期検査機関向け及び計量士の資格取得後の教習の充実を図る。【産総研が、計量器団体、計量士団体等とも連携】</p>
3 自主的に検定することが認められる指定製造事業者を指定する際のISO9001の活用	<p>○<b>所要の見直しを速やかに実施する。</b></p> <p>※あわせて、血圧計及び体温計の製造事業者にあつては、上記においてISO13485を選択可能とすべく見直しを実施。</p>	<p>○現在の指定製造事業者に対する中期的な猶予期間を設ける。</p> <p>○立入検査や試買調査の充実を図る【国及び地方自治体】（再掲）。</p>
4 計量士の確保、育成（登録要件の見直し、研修等の義務付け）	<p>○一般計量士の「資格認定コース」に必要な実務経験期間を短縮し、短縮期間に応じた教習を実施し義務付けることを検討する。</p> <p>○計量教習の拡充・見直しを行い、計量士登録後の知識習得や技能教習等を実施する。</p> <p>○講師の参画や教材の提供を行い、必要に応じて、計量団体の研修を計量教習の一部の講義として認めることを検討する。【計量団体等】</p>	<p>○指定検定機関・指定定期検査機関の計量士の質の向上及び量の拡大を図る。【国及び産総研が、計量器団体、計量士団体等とも連携】（再掲）</p> <p>○自主的なフォローアップや研修を通じて計量士の技量の維持・向上に努める。【計量士団体】</p>
5 計量器のユーザーが計量器を自主管理できる適正計量管理事業所制度の要件の見直し等	<p>○適正計量管理事業所の普及・啓発のための自主的な取組を検討する。【計量士団体等】（例：自動はかりによる適正管理方法、包装紙等への表示方法など）</p>	<p>○ISO 10012を適正計量管理事業所の指定基準の計量管理方法として選択できるよう認めるかどうかについては、今後の発展が期待される第三者認証の状況を国が確認した上で、確認の結果により国が判断することとする。</p> <p>○計量士を中核とした、より一層の取組を強化し、適正計量管理事業所が魅力あるものとする。【計量士団体】</p>
6 基準器と計量標準供給制度（JCSS）校正計量器の共通化	<p>○<b>所要の見直しを実施する。</b></p> <p>※事業者ニーズの高い分野銅、水銀関係（血圧計、体温計など）について、JCSS校正証明書の実用に関する技術基準及び運用の整備に着手。</p>	<p>○それ以外の分野は、ニーズの高い分野から中長期的に順次整備を実施する。</p>

# 計量行政審議会 答申（今後の計量行政の在り方－次なる10年に向けて－）〈概要〉

## （3）視点1：民間事業者の参入の促進（2）

特定計量器は、次の検定・検査の技術基準に合格し、証印が付されたものでなければ、原則、取引・証明に使用できない。

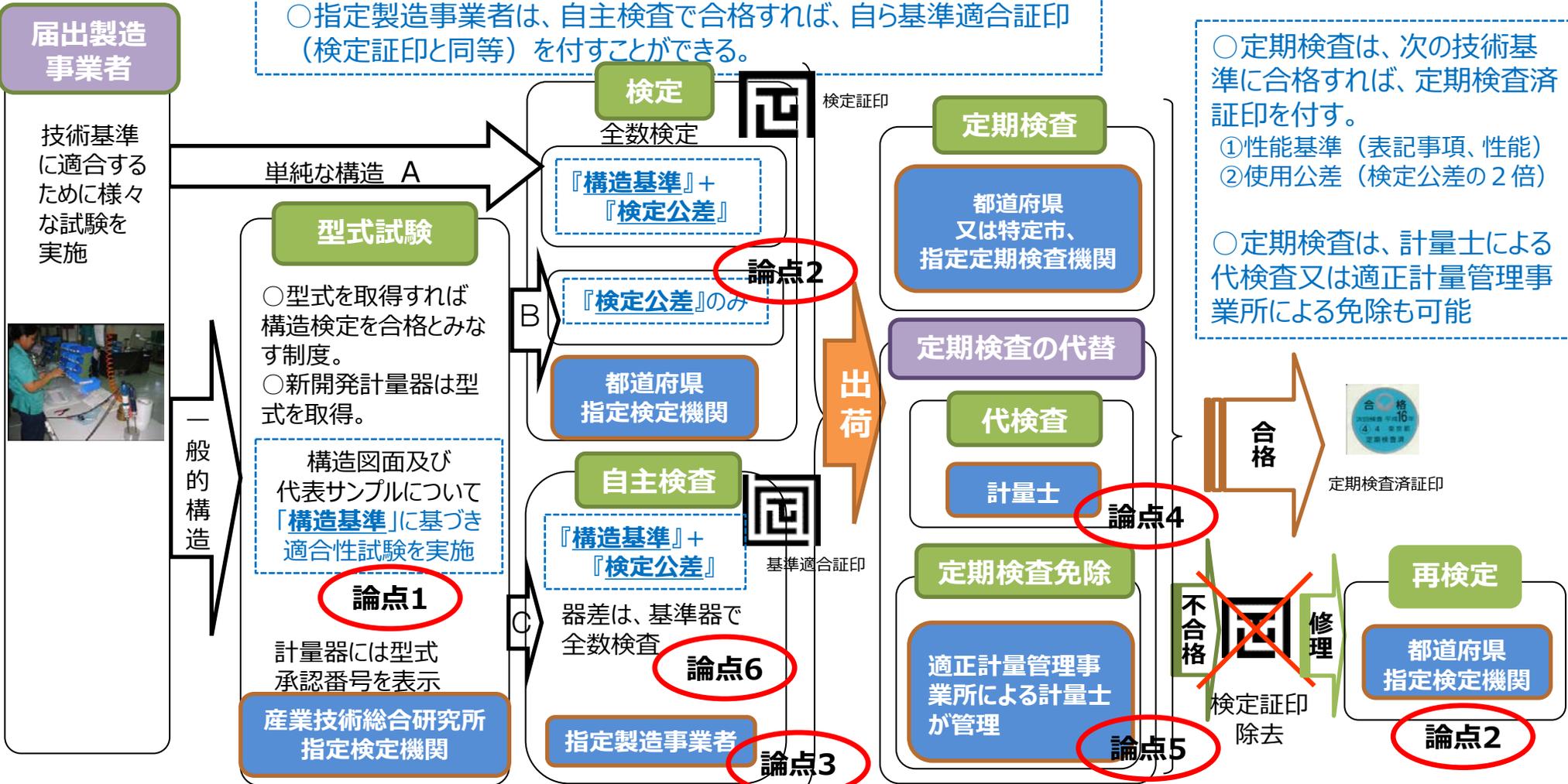
- ①**構造基準** 表記事項（製造年、製造事業者名、目量、ひょう量など）、材質、性能（耐久性、耐環境、電磁環境など） ②**器差（許容誤差）**

○指定製造事業者は、自主検査で合格すれば、自ら基準適合証印（検定証印と同等）を付すことができる。

○定期検査は、次の技術基準に合格すれば、定期検査済証印を付す。

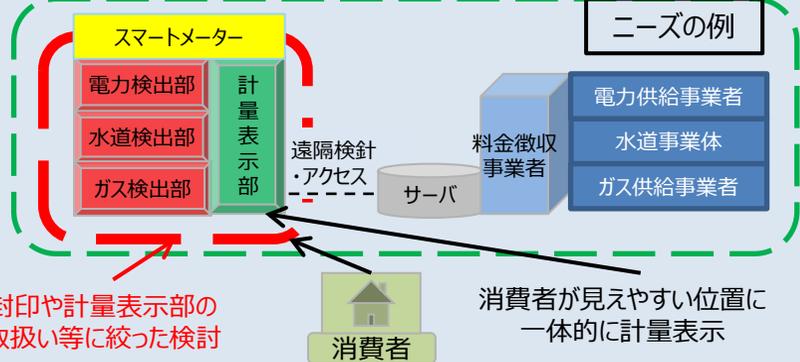
- ①性能基準（表記事項、性能）
- ②使用公差（検定公差の2倍）

○定期検査は、計量士による代検査又は適正計量管理事業所による免除も可能



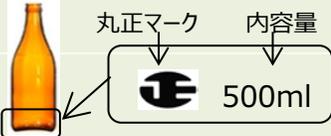
# 計量行政審議会 答申（今後の計量行政の在り方－次なる10年に向けて－）〈概要〉

## （4）視点2：技術革新、社会的環境変化への対応

論点	短期的取組	中長期的取組
<p><b>IoT等の技術革新への対応</b></p> <p>7</p> <p>（1）スマートメーター化を見据えた特定計量器の構造基準の見直し</p> <p>（2）計量器へのICタグ等を導入した計量法の運用履歴等の把握</p>	<p><b>短期的取組</b></p> <p>（1）○関係各業界も含め、個別ニーズ及び課題の抽出を行うとともに、計量器団体を中心に速やかに共通課題を抽出する。</p>  <p>個別ニーズと課題の抽出・共通課題の抽出</p>	<p><b>中長期的取組</b></p> <p>（1）○中長期的な戦略を策定し、技術基準を策定する。 【官民一体】 ※計量行政審議会において、定期的にフォローアップを行う。</p> <p>（2）○ガイドラインや業界標準の作成を実施し、システムの導入を目指す。【計量器団体を中心とする自主的取組】</p>  <p>スマートメーター</p> <p>電力検出部 水道検出部 ガス検出部</p> <p>計量表示部</p> <p>遠隔検針・アクセス</p> <p>サーバ</p> <p>料金徴収事業者</p> <p>電力供給事業者 水道事業者 ガス供給事業者</p> <p>消費者</p> <p>封印や計量表示部の取扱い等に絞った検討</p> <p>消費者が見やすい位置に一体的に計量表示</p> <p>ニーズの例</p>
<p><b>特定計量器として規制することを検討すべき計量器</b></p> <p>8</p> <p>（1）自動はかりに関し、非自動はかりと同様に規制すべきか</p> <p>（2）水素ディスプレイに関し、特定計量器に追加すべきか</p>	<p>（1）<b>○所要の見直しを速やかに実施する。</b> （※特定計量器への追加、検定・検査・型式承認の方法の整備等） ○まずは、製造・修理・販売事業者への届出の義務を課す。</p>  <p>（2） ○OIMLへの提案を実施し、国際技術基準の発行を目指す。</p> 	<p>（1） ○製造事業者に対する型式承認・検定の実施、使用者に対する検定・検査の実施は、段階的かつ中期的に実施する。</p> <p>○既に使用されている計量器の検定・検査は、規制による影響を考慮し、中長期的に検定・検査の義務付けを実施する。</p> <p>○OIML審議に積極的に参画し、国際技術基準の策定を推進する。</p> <p>（2） ○2020年代後半には特定計量器に追加していることを目標とし、検定・型式承認の実施に向け、技術基準、実施体制の検討を行う。 ※特定計量器への追加の時期については、ロードマップの改訂状況を踏まえ検討を行う。</p>

# 計量行政審議会 答申（今後の計量行政の在り方－次なる10年に向けて－）〈概要〉

## （5）視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化

論点	短期的取組	中長期的取組
9 計量証明事業者が所有を義務付けている機器の見直し、都道府県による指導の均一化	<p>○計量証明事業の登録に当たっては、計量証明事業者が所有すべき最低設備等の見直しを行う。</p> <p>最低設備等の選定については、関係者の意見を聴取の上、現行の濃度の区分（大気、水又は土壌）の見直しは是非も含めて検討する。</p> <p>○最低設備等について、技術的要件の整理やガイドライン等の制定に向けた検討を開始する。</p>	<p>○計量証明事業の最低設備等の見直しは、将来にわたって定期的実施するのが望ましい。</p> <p>○環境計量証明事業は、グローバル化を見据えた在り方の検討を行う。</p> <p>○最低設備等について、技術的要件の整理やガイドライン等の制定を踏まえ、都道府県の指導のレベルの均一化に努める。</p>
10 計量証明事業者が定期的に受ける計量証明検査の見直し	<p>○計量証明検査について、関係者の意見を聴取するなど実態の把握に努め、必要に応じて適切な検査方法を検討する。</p> <p>○立入検査について、関係者の意見を聴取するなど実態の把握に努め、指導内容の整理やガイドライン等の制定に向けた検討を開始する。</p>	<p>○計量証明検査や立入検査について、都道府県の指導のレベルの均一化に努める。</p> <p>○標準物質による校正方法等に着眼した基準、運用への改正、あるいは、ISO9001やISO/IEC17025等の活用は、必要に応じて中長期的に検討する。</p>
11 質量分率と体積分率の明確化（wt%やvol%等の表記）	現状の制度を維持する。	○自主的な標準化を行うのが望ましい。【計量証明団体】
12 特定計量器修理後の検定までの間の計量器の使用	現状の制度を維持する。	○指定検定機関の見直しが施行された後（第1章I（II））、積極的に指定検定機関への参入を行い、修理後検定に対してより迅速な対応を行う。【民間事業者】
13 計量器に修理実施者への修理実績の義務付け	現状の制度を維持する。	○中長期的に業界標準のICタグ、QRコード等のシステムを導入する。【製造事業者等の自主的な取組】（第2章I（2））
14 新たに特定計量器に指定された計量器に対する初回の定期検査免除期間の統一	○ <b>所要の見直しを速やかに実施する。</b>	○長年の運用によって特例措置が定着しているので中長期的な猶予期間を設ける
15 計量器販売事業者の遵守事項の追加	現状の制度を維持する。	<p>○中長期的に定期検査の必要性の周知を実施する。【国、自治体、業界団体及び消費者団体等が連携】</p> <p>○中長期的にICタグ、QRコード等のシステムを導入することで、容易に把握できる仕組みを構築する。【製造事業者等の自主的な取組】（第2章I（2））</p>
16 検定証印・定期検査済証印の年号表記及び表示方法の統一	○ <b>所要の見直しを速やかに実施する。</b>	<p>検定証印  検定証印等  基準適合証印  証印 </p>
17 商品量目制度の他法令の規制との関係整理・規制の簡素化	○商品量目分類と公差表については、運用面での改善を行う。	○計量法と食品表示法等の他法令との間で、不整合が生じており調整が必要と考えられるものについては、関係省庁と意見交換を行い、個別に検討を進めていく。
18 商品量目制度の国際勧告への整合化	現状の制度を維持する。	○ガイドラインの必要性について検討する。
19 特殊容器使用商品の追加	○ <b>発泡酒・第三のビールを特殊容器に使用できるよう、所要の見直しを速やかに実施する。</b>	
20 申請者の利便性の向上・手続の効率化	○ <b>JCSS・MLAPの手続において、より柔軟な手段での電子データによる申請を認めるべく、所要の見直しを速やかに実施する。【NITE】</b>	
21 自治体間が協力していく取組の必要性		○地方自治体が連携している先進的な取組を積極的に情報提供する。【国】また、複数の自治体が補完・協力する取組を検討する。【地方自治体】